

北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、  
北陸地方整備局、中部地方整備局、  
近畿地方整備局、中国地方整備局、  
四国地方整備局、九州地方整備局 同時発表

平成 27 年 12 月 24 日  
水管理・国土保全局

## 「水防災意識社会 再構築ビジョン」における 今後概ね 5 年間で実施する主な河川整備

平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から、国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿河市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととしました。

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、以下のハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進します。

このうち、「洪水を安全に流すためのハード対策」と「危機管理型ハード対策」について、今後概ね 5 年間で実施する対策内容を取りまとめましたので、お知らせします。

なお、具体の河川及び実施区間については、各地方整備局等の HP をご参照下さい。

※「水防災意識社会 再構築ビジョン」の報道発表資料は以下をご参照下さい。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000899.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000899.html)

### 【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

企画専門官 青野 正志 (内線 35-514)

課長補佐 成田 秋義 (内線 35-516)

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8454

FAX 03-5253-1604